

カトリック御所教会 小教区評議会 規約

第1条（名称）

本会は、「カトリック御所教会小教区評議会」と称する。（以下「評議会」と略す。）

第2条（目的）

「評議会」の目的は、小教区がカトリックの普遍教会、および京都教区の教えと方針に一致したビジョンを持ち、福音宣教する共同体になるという『共同宣教司牧』になるように、ブロック担当司祭団の権威のもとに小教区における宣教司牧活動に関する事柄を研究・検討し、それについての実際的な結論を提示する。評議会は、小教区の審議権を持たず、諮問の組織である。

第3条（主宰）

「評議会」は、京都教区司教から任命された奈良南部ブロック担当司祭団が主宰する。場合によって、司教から任命された修道者がこれに含まれる。（以下、担当司祭団と略す。）

第4条（評議員）

評議会の評議員は、次の者によって構成される。

- (1) 信徒の代表として選出された「役員」
- (2) 各部会の代表者
- (3) その他のグループの代表者

第5条（評議会の会合）

1) 評議会は担当司祭団が招集する。会合は通常、奇数月第一日曜日ミサ後とする。

2) 評議会会合の議長は、役員の中から選び、担当司祭団に任命される。

その任期は1年間とする。

3) 評議会会合の書記は、役員の中から選び、担当司祭団に任命される。

その任期は1年間とする

書記は会合後の一週間以内に議事録を作成し、小教区の信徒に知らせる。

第6条（審議事項）

- 1) 小教区の宣教司牧に関する基本方針（長期、短期）の作成
- 2) 宣教司牧方針に基づく年間行事の決定
- 3) 予算と決算の承認、及び予算外の支出の承認
- 4) 各種部会、任意団体・グループ等の設置や改変
- 5) 本会規約の変更
- 6) 奈良地区南部ブロック会議、カトリック奈良地区協議会との関係の調整
- 7) その他の重要事項

第7条（審議決定と承認）

評議会は、出席者の合議により、福音の精神による対話を大切にして結論を出す。しかし、必要ある場合は、出席者の多数によって結論を出すことができる。投票時に偶数の場合は、議長を決定投票者とする。評議会は、小教区の最高決定機関であるが諮問の組織で、決定事項は担当司祭団の承認を経て実行する。

第8条（役員と職務）

- 1) 小教区評議会役員（以下〈役員〉）は3名とする。
- 2) 役員の任期は2年とする。また、再選は妨げない。
- 3) 20歳以上の信徒は、担当司祭団の認可を受けた上で、候補者として自薦することができる。
- 4) 多数の候補者の場合は、20歳以上の信徒が参加する選挙によって役員を選ぶこととする。
- 5) 役員は担当司祭団の承認によって任命される。
- 6) 役員の都合で任務が遂行できない場合、担当司祭団は前任者の任期まで奉仕する代理者を任命する。
- 7) 役員の任務は、担当司祭団と共に『共同宣教司牧チーム』として働く小教区全体の運営について調整する。
- 8) 評議会の会合の準備、議事運営、記録等をする。

第9条（他の評議員）

役員以外の評議員の任期は2年とする。また、再選は妨げない。

第10条（活動部会）

- 1) できるだけたくさんの信徒が小教区の宣教司牧活動に参加できるよう、次の部会を設ける。
但し、原則として信徒全員がその一つに入ることとする。
- 2) 評議会では、京都教区での共通部会「教育部」「典礼部」「広報部」「施設管理部」「財務部」の5つと「社会活動部」とする。
- 3) 各部会の業務分掌は別に定めて公示する。
個人情報保護法により「財務部」に関しては、業務の性質上メンバーは公募ではなく、担当司祭団と役員が相談して、担当司祭団が任命する。
「財務部」以外は、毎年4月1日に信徒誰もが自由に部会に入ることができる。
信徒は同じ部会で少なくとも1年間の奉仕をすることとする。
- 4) 各部会は、その部会のメンバーを代表する1～2名の評議員を選出する。

第11条（任意団体）

任意団体とは、信徒の自発的な意志により、小教区が福音宣教する共同体になるという『共同宣教司牧』の目的のために、小教区内の親睦、交流や奉仕に役立つと判断し、且つ、本会が必要とする。

要だと認め設立を承認した団体をいう。(例、レジオマリエ会、婦人会等)。

第12条(会計監査)

会計監査を担当司祭団の指名により複数名置く。

第13条(小教区総会)

評議会は、信徒全員が参加できる「小教区総会」を年1回担当司祭団が招集する。

小教区総会は、信徒が誰でも参加すべき会で、そこではすでに〔小教区評議会〕で決定され、担当司祭団によって承認された事項についての信徒への周知の機会、また信徒が小教区運営について自由に意見を述べることが出来る機会とする。

付則 本規約の制定、変更は、教区司教の認可を得て発効する。

付記 本規約の教区司教の認可 2007年12月31日 発効 2008年1月1日

